

「北の丸」創刊五十号に寄せて

館長 加藤 丈夫

国立公文書館の研究紀要「北の丸」は一九七三年の創刊以来、本号で第五十号となりました。

当時の館長であった岩倉規夫氏は「創刊の辞」の中で「まことにささやかな小冊子であるが、今後は号を追って内容と形式を整備充実してゆき、学術研究や行政の参考にいささか寄与することができれば幸いである」と述べていますが、国立公文書館の開館二年目にして、こうした紀要を発刊された氏の見識に改めて敬意を表したいと思います。そして創刊以来四十五年間、岩倉館長の志を継承して「北の丸」の刊行に取り組んできた歴代編集員の努力も高く評価されるべきでしょう。

さて、現在の当館は明治以降の憲法をはじめ法律、勅令、条約などの公布原本とその関連資料並びに内閣文庫から引き継いだ江戸期以前の古典籍類を中心に約百四十二万点の資料を保存しており、国民共有の「知の宝庫」と位置付けられています。

二〇一一年に施行された「公文書等の管理に関する法律」の基本理念には、国立公文書館が所蔵する歴史的に重要な資料を適切に管理・保存することは、後世における歴史検証や学術研究に役立つと共に、国民のアイデンティティ意識を高め、独自の文化を育むことになるという思想が流れています。

言うまでもなく、当館が果たす役割は単に資料を保存するだけでなく、これを広く国民の利用に供することにもありますが、これが有効に機能するためには、当館の業務に携わる専門家が所蔵資料とその関連事項に関する調査・研究に取り組み、その成果を広く外部に紹介していくことが不可欠です。

それは、当館の業務に携わる専門家たちは、知の宝庫の「門番」でなく、宝庫の中身を世に伝える「伝達者」であれということでしょう。いま国立公文書館では、公文書管理に携わる人たち（アーキビスト）の職業としての専門性を確立するためにさまざまな取り組みを行っています。その一つとして、これからの「北の丸」はアーキビストが専門家としての研究成果を問う場でありたいし、特に若い専門家たちが「北の丸」への論文掲載に積極的に挑戦することが、当館の調査・研究活動の活性化につながるものと期待しています。

（平成三〇年三月）